

第2節 子ども・若者の被害防止・保護

1 児童虐待防止対策

(1) 児童虐待の現状（厚生労働省）

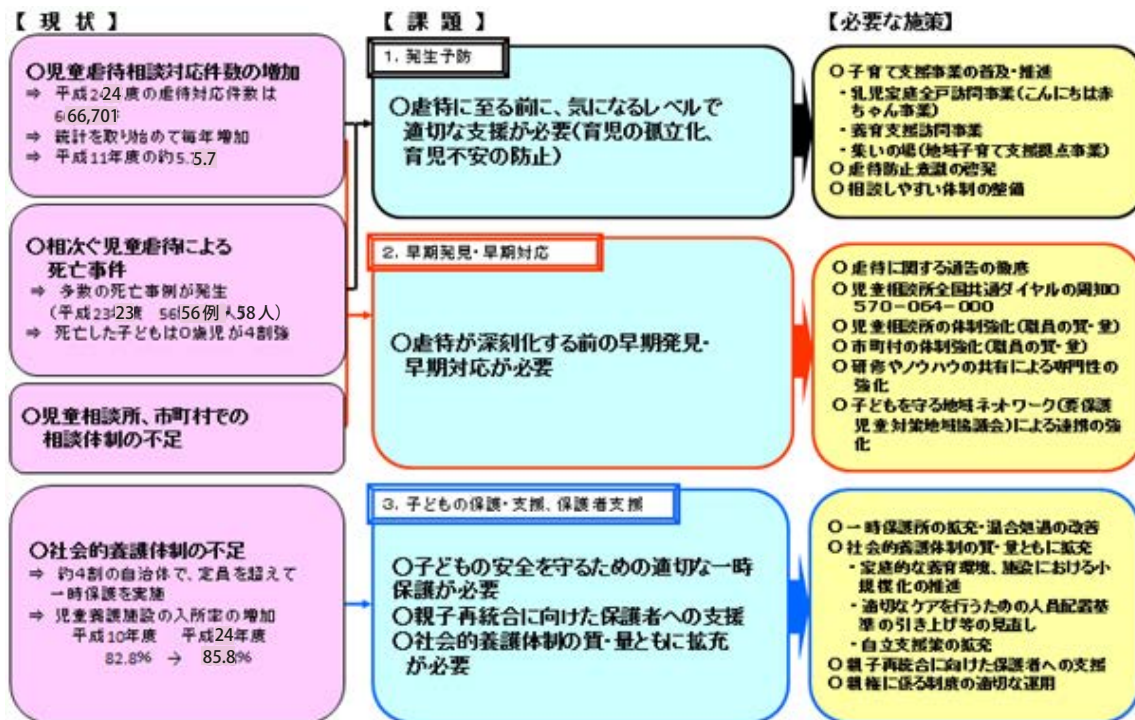
「児童虐待の防止等に関する法律」（平12法82）（以下「児童虐待防止法」という。）や「児童福祉法」の累次の改正や、「民法」などの改正による親権の停止制度の創設¹³⁰により、制度的な充実が図られてきた。

この間、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は一貫して増加し、平成24（2012）年度には児童虐待防止法制定直前の約5.7倍に当たる66,701件となっている。広報啓発の取組などによりこれまで気付かれなかった児童虐待が児童相談所に繋がるようになってきたと考えられる一方、児童虐待そのものが増えている可能性も否定できない状況にある。子どもの生命が奪われるなど重大な児童虐待事件も後を絶たず、虐待による死亡事件も毎年100件前後発生・表面化している。児童虐待の防止は、社会全体で取り組むべき重要な課題である。

(2) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待は、子どもの心身の発達と人格の形成に重大な影響を与えるため、発生予防から早期発見・早期対応、さらには虐待を受けた子どもの保護・自立支援に至るまでの切れ目ない総合的な支援体制を整備し、充実していくことが必要である。また、児童虐待は、家族の抱える社会的、経済的、心理的な要因の複合的な相互作用の結果として生じると考えられており、その防止には、福祉、医療、保健はもとより、教育、警察、司法、さらには民間団体など幅広い分野の関係者が共通の認識に立って対応していくことが必要である。（第2-3-19図）

第2-3-19図 児童虐待対策の現状と今後の方向性



（出典）厚生労働省資料

130 http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv-jinshin/#shinken

ア 発生予防（文部科学省，厚生労働省）

妊娠・出産・育児期の家庭は、産前産後の心身の不調や妊娠・出産・子育てに関する悩みを抱え、周囲の支えを必要としている場合がある。こうした家庭に適切な支援を行い、痛ましい児童虐待に至ってしまうことを防ぐ必要がある。

厚生労働省は、以下のような取組により相談しやすい体制の整備を推進している¹³¹。

- ・生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握、育児に関する不安や悩みの相談の援助を行う「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」
- ・養育支援が特に必要な家庭に対して保健師や助産師、保育士が居宅を訪問し、養育に関する相談に応じ、指導や助言により養育能力を向上させるための支援を行う「養育支援訪問事業」
- ・子育て中の親子が相談・交流できる「地域子育て支援拠点事業」

養育支援を特に必要とする家庭の把握・支援に関して市町村の児童福祉・母子保健などの関係部署や要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）¹³²が具体的に留意すべき事項¹³³や、医療機関との連携強化に関する留意事項¹³⁴を、地方公共団体に周知している。また、児童相談所全国共通ダイヤル（0570-064-000）の周知徹底を図っているほか、平成25（2013）年3月には、児童虐待の一つである乳幼児揺さぶられ症候群の予防を目的としたDVD「赤ちゃんが泣きやまない～泣きへの対処と理解のために～」¹³⁵を制作し、厚生労働省ホームページで公開するとともに、全国の地方公共団体に配布した。乳幼児健診や両親学級などの場でこのDVDを活用し、赤ちゃんの泣きへの対処の仕方や、乳幼児揺さぶられ症候群のメカニズムやその影響について、周知を図っている。（第2-3-20図，第2-3-21図）

第2-3-20図 児童相談所全国共通ダイヤル



（出典）厚生労働省資料

第2-3-21図 赤ちゃんが泣きやまない～泣きへの理解と対処のために～（広報啓発DVD）



（出典）厚生労働省ホームページ（http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/nakiyamanai.html）

文部科学省は、保護者の子育て不安の軽減や地域からの孤立の解消のため、地域における就学時健診の機会を活用した子育て講座や、家庭教育に関する学習機会の提供、家庭教育支援チームによる相談対応の取組を支援している。（家庭教育支援については、第2部第4章第1節1「保護者等への支援を行う

131 http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv-jinshin/#hasseyiyobou

132 「児童福祉法」第25条の2により、地方公共団体はその設置に努めるものとされている。

133 http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/121203_1.pdf

134 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/dv121203-1.pdf>

135 http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/nakiyamanai.html

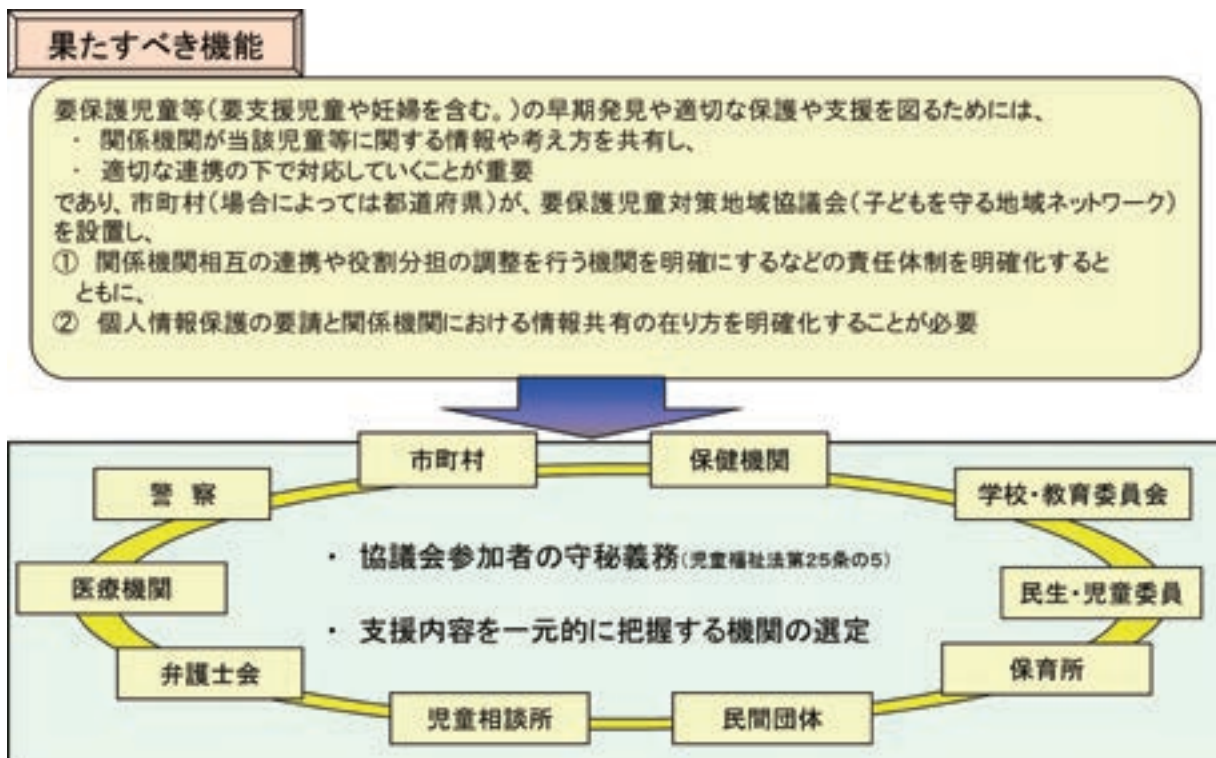
「家庭を開く」取組」を参照。）

イ 早期発見・早期対応，保護（警察庁，法務省，文部科学省，厚生労働省）

虐待を受けている子どもや支援を必要としている家庭を早期に発見し，適切な保護や支援を行うためには，関係機関の間で情報や考え方を共有し，適切な連携の下で対応していくことが重要である。

厚生労働省は，虐待に関する通告の徹底，児童相談所の体制強化のための児童福祉司の確保，市町村の体制強化，専門性向上のための研修やノウハウの共有を推進している。平成25（2013）年度には，それまで安心こども基金で実施してきた事業のうち，虐待通告のあった子どもの安全確認のための体制強化や通告先などの周知を図る広報啓発，児童相談所職員などの資質向上の事業を，継続して安定的に実施していくものとして，当初予算化した。また，平成25年8月，児童相談所などの専門機関が虐待事例に適切に対応するため支援段階や事例の特徴別に支援の在り方などを示した「子ども虐待対応の手引き」¹³⁶を全面改正し，都道府県・指定都市・児童相談所設置市に通知した。関係機関の間で子どもや保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う場である要保護児童対策地域協議会については，実践事例¹³⁷の情報提供などにより，その機能強化に向けた取組を推進している¹³⁸（第2-3-22図，第2-3-23図）。平成26（2014）年度には，児童相談所などの専門性の強化を図り，相談機能を強化する。また，市町村の対応力向上を図るため，都道府県（児童相談所）による市町村への支援を強化し，適切な役割分担の下に相互連携の促進を図るなどの取組を推進する。（虐待を受けた子どもへの対応は，第2部第3章第2節2「社会的養護の充実」を参照。）

第2-3-22図 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）



（出典）厚生労働省ホームページ（http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv-jinshin/#youhogo）

136 http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/130823-01.html
 137 http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/du-jinshin/jissen.htm
 138 http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv-jinshin/#youhogo

警察は、街頭補導や相談活動、通報、事件捜査・調査を通じて、児童虐待事案の早期発見・被害児童の早期保護に努めている。「警察官職務執行法」(昭23法136)に基づく犯罪の制止、立入などの権限行使、厳正な捜査、被害を受けた子どもの支援、児童相談所を行う立入調査などに対する援助要請への的確な対応など、子どもの安全の確認と確保を最優先とした対応を行っている。

法務省は、**人権擁護機関**において、被害を受けた子どもからの相談や近隣住民などからの情報によって児童虐待事案の情報を得た場合は、児童相談所などと連携し、被害を受けた子どもを一時保護させるといった適切な対応に努めている。また、事案に応じて加害者に対して説教を行うなど適切な措置を講じている。これにより、被害を受けた子どもの救済に努めている。

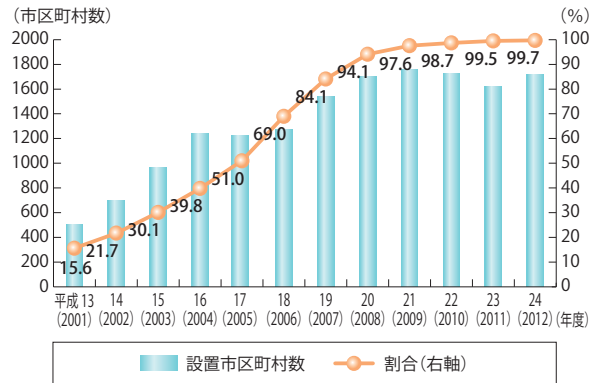
文部科学省は、児童虐待の早期発見・早期対応のため、学校における相談体制の充実に取り組んでいる。(学校における相談体制については第2章第3節2(1)「学校における相談体制の充実」を参照。)

(3) 事例検証・研究・研修(厚生労働省)

厚生労働省は、

- ・ 社会保障審議会児童部会の下に設置されている**児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会**において児童虐待による死亡事例などを分析、検証し、事例から明らかになった問題点・課題と具体的な対応策を提言として毎年取りまとめている¹³⁹。平成25(2013)年7月に、平成23(2011)年度に発生・表面化した児童虐待による死亡85事例(99人)(このうち、心中以外の虐待死は56事例58人)を対象とした検証結果である第9次報告を取りまとめた。この報告を踏まえ、養育支援を必要とする家庭への妊娠期、出産後早期からの支援の実施、養育支援のための子育て支援事業の周知と活用促進、広報啓発の充実、虐待の早期発見・早期対応・支援の実施、再発防止のための検証の確実な実施を促すための通知¹⁴⁰を平成25年7月に地方公共団体へ発出した。
- ・ 児童虐待に特化した研究や研修、情報提供を行う「**日本虐待・思春期問題情報研修センター(通称：子どもの虹情報研修センター)**」¹⁴¹が行う、児童虐待に関する研究や、指導者の養成を目的に高度かつ最新の専門知識と実践的な援助技術が習得できるような研修に対して支援を行っている。
- ・ 厚生労働科学研究費補助金による研究として、「親支援プログラムの開発と運用に関する研究」や「児童虐待の発生と重症化に関連する個人的要因と社会的容易についての研究」などを、幅広い分野の研究者の参画を得て実施している。

第2-3-23図 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)や虐待防止ネットワークの設置状況



(出典) 厚生労働省「市区町村の児童家庭相談業務の実施状況等の調査報告」
 (注) 1. 調査時点は、平成17年度までは6月1日、平成18年度からは4月1日。
 2. 平成16年度までは「虐待防止ネットワーク」の数値、平成17年度からは「子どもを守る地域ネットワーク」と「虐待防止ネットワーク」の数値である。
 3. 平成23年度は、東日本大震災の被災地である岩手県、宮城県、福島県の市町村を除く数値。

139 http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv-jinshin/#kenshou

140 http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/130725_1.pdf

141 <http://www.crc-japan.net/index.php>